

入 札 仕 様 書

モーセレータシステムの購入

令和 7 年 6 月

南和広域医療企業団

第1 物品名及び数量

モーセレータシステム一式

第2 総則

- 1 本機器が完全に稼働するために必要な本機器の納入にかかる経費をはじめ、運搬費、搬入費、据付費、ネットワーク作業費及び調整費等を含めた作業に要する経費、養生材料費、報告書作成費、操作等の説明または教育に要する経費等の諸経費を含めた経費は、全て落札者が負担すること。
- 2 本機器におけるアプリケーション等については、納品時点における最新の仕様で納品すること。
- 3 本機器の設置に当たっては、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）の承認を受けてから設置工程に入ること。

第3 本機器の構成及び機能要件

1 本機器の構成

調達機器品名

エダップテクノメド株式会社製モーセレータシステム（Cyber BLADE™）一式
（機器構成）

モーセレータシステムは、以下で構成される。

- ・ハンドピース本体
- ・充電式モータバッテリー
- ・モータバッテリー
- ・吸引器
- ・吸引チューブ
- ・組織回収ボックス
- ・吸引接続コネクター

2 本機器の構造・機能に関し、下記の機能要件を全て満たすことを必須とする。

1)性能・機能

- 1)-1. ハンドピースは、ディスプレイザブルであること
- 1)-2. 装置の On / Off 操作は術者によりハンドピースで行えること
- 1)-3. ブレードのスピード調整がハンドピースで操作できること
- 1)-4. 吸引量の調整が術ハンドピースで調整できること
- 1)-5. ブレード動作はオシレーティング方式であること
- 1)-6. 組織回収用ボックスを有する事
- 1)-7. ハンドピースはコードレスであること

1)-8. モータバッテリーは、再使用可能な充電式であること

2) 筐体

2)-1. ハンドピースは、長さ 610mm、高さ 55mm、横幅 39mm 以下であること。

2)-2. ブレードの有効長は、378mm 以下であること

2)-3. ブレードの外径は、4.5mm 以下であること

2)-4. 再充電可能なハンドピース用バッテリーが使用可能であること

第4 本機器の性能等以外の要求要件

1 設置条件

本機器の設置条件は、以下の要件を満たすこと。

ア 企業団担当者が指定する場所へ設置すること。

イ 契約締結後速やかに、搬入日時及び搬入経路等について、企業団担当者と協議し、その結果を書面にて報告すること。

ウ 物品の搬入・設置等に際しては、病院業務に支障をきたさないよう企業団担当者の指示に従うこと。また、施設・設備等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

なお、万一損傷等を与えた場合は、直ちに企業団担当者へ報告し、落札者の費用負担により速やかに原状回復を行うこと。

エ メーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は、検査不合格とする。

オ 医療情報システムに接続する必要がある場合は、接続関連費用を本調達内に含めること。

カ IP アドレス設定は、病院体系に従うこと。

キ 落札者の責任範囲については、設置場所への搬入、据付、配線接続、試運転調整及び動作確認等を行うこととする。

ク 接続に関連する仕様確認、テスト、リハーサル立会及び本稼働立会などの業務を行うこと。

ケ 落札から納入までに装置の仕様変更やソフトのバージョンアップがあった場合は、企業団と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。

コ 設置に際して、設置室内等の変更工事（1次側電源工事等も含む。）が必要となる場合は、全て落札者の責任として本装置の稼働に支障が無いように工事、調整を行うこと。

サ 納入物品一式（全品）のリストを書面で2部以上及び電子データで提出すること。

シ 設置工事期間の工程を企業団担当者と事前に打ち合わせ、その指示に従うこと。

ス 上記アからシまでに関して発生する費用は、全て落札者が負担すること。

2 その他

その他の事項に関して、以下の要件を満たすこと。

- ア 本機器の日本語操作マニュアルを書面及び電子データ（pdf 形式）で提出すること。
- イ 簡易説明マニュアルを書面で 2 部以上及び電子データ（pdf 形式）で提出すること。
- ウ 取扱説明に関する導入時教育訓練は、企業団担当者が指定する日時、場所で行うこと。
- エ 本機器の試運転及び取扱説明に関する導入時教育訓練に必要な消耗品等は、落札者の負担において用意すること。
- オ 納品日以降 1 年間は本機器の性能を無償で保証すること。
- カ 納品日以降 1 年間は故障、保守等の対応を無償で行うこと。
- キ その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜、企業団担当者と協議すること。

以上